

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	国際法の形成・発展に向けた取組			番号	⑨				
評価方式	総合・実績・事業・その他		政策目標の達成度合い	モニタリングにより評価未実施		(千円)			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		5年度 当初予算額		6年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	分野別外交費	経済協力に係る国際法の形成・発展に向けた取組に必要な経費		9,091		11,473	
	一般	外務本省	分野別外交費	国際法の形成・発展に向けた取組に必要な経費		3,481,784		4,978,771	
	一般	在外公館	分野別外交費	国際法の形成・発展に向けた取組に必要な経費		109,348		98,344	
	小 計					一般会計	3,600,223		5,088,588
						<	>	の内数	<
					特別会計				
						<	>	の内数	<
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
	小 計					一般会計			
						<	>	の内数	<
					特別会計				
						<	>	の内数	<
合 計					一般会計	3,600,223		5,088,588	
						<	>	の内数	<
					特別会計				
						<	>	の内数	<

施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組
(モニタリング)

令和5年度事前分析表（モニタリング）

（外務省5-II-3）

施策名（※）	国際法の形成・発展に向けた取組					
施策目標	<p>新たな国際ルール作りに積極的に貢献するため、以下を推進する。</p> <p>1 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させる。国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用する。</p> <p>2 我が国を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増している中、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与するために、引き続き諸外国や国際機関との間で政治分野及び安全保障分野に関する法的枠組みの整備を推進・強化するとともに、国際社会における「法の支配」を推進する。</p> <p>3 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進する。また、日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画する。</p>					
目標設定の考え方・根拠	<p>日本外交の最大の課題は、自由、民主主義、基本的人権、法の支配、国際法の尊重といった基本的価値に基づいた国際秩序を様々な方面からの挑戦から守り続けることである。そのため、こうした基本的価値を共有する国々との連携を強化し、国際ルールの形成・強化に主体的に関与することが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第201回国会施政方針演説（令和2年1月20日） ・第201回国会外交演説（令和2年1月20日） 					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	143	242	244	264
		補正予算(b)	22	0	0	
		繰越し等(c)	△22	22	0	
		合計(a+b+c)	143	264	244	
執行額(百万円)		45	161	192		
同（分担金・拠出金）	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	3,263	3,227	3,413	3,336
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	3,263	3,227	3,413	
執行額(百万円)		3,263	3,178	3,413		
政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	国際法局		政策評価実施予定時期	令和6年8月

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

施策の概要

- 1 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張することなどを通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。
- 2 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積する。
- 3 国際法の普及活動を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・「国家安全保障戦略について」（令和4年12月16日）

測定指標 1-1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献 *

中期目標（一年度）

国際社会における「法の支配」を推進する。

令和3年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献及び各分担金・拠出金を活用した財政的貢献等により、「法の支配」を一層推進する。

- 1 国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程締約国会議、国連総会第6委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）、ハーグ国際私法会議（HCCH）、私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。また、国連国際法委員会（ILC）への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。
- 2 国連海洋法条約（UNCLOS）締約国会合（SPLOS）、深海底開発規則の審議を含む国際海底機構（ISA）総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた政府間会議等に参加し、我が国の立場を主張することなどを通じて、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。
- 3 令和3年の ILC 委員選挙について、浅田正彦候補（同志社大学教授）の当選に向けて取り組む。令和4年の大陸棚限界委員会（CLCS）委員選挙における山崎俊嗣 CLCS 委員（東京大学教授）の再選に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1（1）我が国は、国際公法分野において、国際司法裁判所（ICJ）（小和田恆裁判官（～平成30年6月まで）、岩澤雄司裁判官（平成30年6月～））、国際刑事裁判所（ICC）（赤根智子裁判官）、国際海洋法裁判所（ITLOS）（柳井俊二裁判官）、国連国際法委員会（ILC）（村瀬信也委員）等、国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官や委員等を輩出し、これらの人材が各裁判所や委員会の活動に積極的に貢献することにより、人的貢献を行った。特に、ILC においては、日本の村瀬信也委員は「大気保護」に関する特別報告者を務め、令和3年にはガイドラインが採択され、新しい法分野における国際法の発展に寄与した。ILC で審議されている各議題については、国連総会第6委員会において、我が国としても意見を表明し、ILC の作業に貢献した。また、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）においては、海における「法の支配」の重要性を強調しつつ、国際司法機関の機能強化に向けた我が国の貢献や京都コンGRESSの開催等、「法の支配」の促進のための我が国の具体的取組について発信した。国際私法の分野においては、政府代表として研究者や政府担当官をハーグ国際私法会議（HCCH）や私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の各作業部会等に派遣するなどし、条約等の作成に貢献した。
 - （2）また、我が国は ICC（分担金約29億3,700万円、分担率約15.7%）、常設仲裁裁判所（PCA）（分担金約700万円、分担率50ユニット（約5.9%））といった国際司法機関や、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関である AALCO（分担金約800万円、分担率約11.2%）の最大の分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。このように我が国は、国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に対し、財政面で貢献した。
- 2 国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）については、政府間会議第4回会合（令和4年3月開催）に参加し、また、国際海底機構（ISA）については、第26回会期総会及び理事会（12月）及

び第 27 回会期（第 1 部）理事会（令和 4 年 3 月～4 月）における深海底開発規則策定に関する審議に出席するなど、我が国の立場を主張し、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献した。さらに、第 31 回国連海洋法条約締約国会合（SPLOS）（6 月）に参加し、大陸棚限界委員会（CLCS）の途上国委員の会議参加支援のための信託基金への拠出表明を含め、我が国として海における「法の支配」への支持を表明し、国際法秩序の形成・発展に貢献した。

- 3 令和 3 年の ILC 委員選挙については、浅田正彦同志社大学教授の当選に向けて積極的な取組を行った結果、同委員会委員に当選を果たした。また、令和 4 年の CLCS 委員選挙における山崎俊嗣 CLCS 委員の再選に向けた取組を開始した。

令和 4 年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献及び各分担金・拠出金を活用した財政的貢献等により、「法の支配」を一層推進する。

1 国際公法分野

国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程締約国会議、国連総会第 6 委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）等の国際フォーラムに参加し、国際法の各分野に関する日本政府としての意見を表明するとともに、「法の支配」を促進するための日本の具体的取組について発信する。また、国際司法裁判所（ICJ）、ICC、常設仲裁裁判所（PCA）、国連国際法委員会（ILC）への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。

2 国際私法分野

ハーグ国際私法会議（HCCH）、私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の国際フォーラムに参加し、これらのフォーラムで採択される条約やモデル法が日本の国内法制と整合的なものとなるよう、日本政府としての意見表明を行う。

3 海洋法分野

国連海洋法分野（UNCLOS）締約国会合（SPLOS）、深海底開発規則の審議を含む国際海底機構（ISA）総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた政府間会議等に参加し、引き続き我が国の立場を主張することなどを通じて、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。また、国際海洋法裁判所（ITLOS）、ISA、大陸棚限界委員会（CLCS）への人的貢献や財政的貢献を行うこととし、その一環として令和 4 年の CLCS 委員選挙における山崎俊嗣 CLCS 委員（東京大学教授）の再選に向けて取り組む。令和 5 年の ITLOS 裁判官選挙における堀之内秀久候補（駐オランダ大使）の当選に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1（1）国連総会第 6 委員会において、法の支配、国連国際法委員会（ILC）報告、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）報告等の議題について、我が国の意見を表明した。また、我が国は、国際司法裁判所（ICJ）（平成 30 年 6 月から岩澤雄司裁判官）、国際刑事裁判所（ICC）（平成 30 年 3 月から赤根智子裁判官）、国際海洋法裁判所（ITLOS）（平成 17 年 10 月から柳井俊二裁判官）、国連国際法委員会（ILC）（令和 4 年末まで村瀬信也委員、令和 5 年から浅田正彦委員）等、国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官や委員等を輩出し、これらの人材が各裁判所や委員会の活動に積極的に貢献することにより、人的貢献を行った。さらに、令和 4 年 9 月の国連総会一般討論演説において、岸田総理大臣から国際社会における法の支配の重要性を述べたほか、令和 5 年 1 月には林外務大臣が国連安保理において法の支配に関する閣僚級公開討論を開催するなど、「法の支配」を促進するための具体的取組を推進した。
- （2）また、我が国は ICC（分担金約 30 億円、分担率約 15.4%）、常設仲裁裁判所（PCA）（分担金約 900 万円、50 ユニット（分担率約 6.63%））といった国際司法機関や、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関である AALCO（分担金約 800 万円、20.5 ユニット（分担率約 17.67%））の最大の分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。このように我が国は、国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に対し、財政面で貢献した。
- 2 ハーグ国際私法会議（HCCH）における管轄プロジェクト（議長は竹下啓一橋大学教授）を含む各作業部会、私法統一国際協会（UNIDROIT）のデジタル資産と私法プロジェクト（議長は神田秀樹学習院大学教授）を含む各作業部会、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の各作業部会等に政府代表として研究者や政府担当官を派遣するなどし、条約やモデル法等の作成に貢献した。我が国においては、UNCITRAL で作成された調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結に向けた作業を行っている。また、UNCITRAL においては、紛争解決に関する我が国提案のプロジェクトが

進行中であり、法務省から政府職員を派遣するなど、国際私法に関するルール形成及び発展のための議論に大きく貢献した。

- 3 国連海洋法分野（UNCLOS）締約国会合（SPLOS）、深海底開発規則の審議を含む国際海底機構（ISA）総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた政府間会議等に参加し、我が国の立場を主張することなどを通じて、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献した。特に、BBNJ 条約については令和 4 年度中に内容について合意に至ったほか、ISA でも開発規則の議論が大幅に進展した。また、国際海洋法裁判所（ITLOS）裁判官選挙に堀之内・国連海洋法条約担当大使を擁立し、支持取付けを本省及び在外公館にて行っており、レセプションを開催し各国の政府関係者に働きかけを行ったり、パンフレットやバナーを活用したりすることで、PR の効果を高めるなどの取組も行った。さらに、6 月には大陸棚限界委員会（CLCS）委員選挙において山崎俊嗣 CLCS 委員（東京大学教授）の再選を実現した。また、CLCS 委員は、衡平な地理的代表的原則に基づき選出されていることから、常に半数近い委員が財政難を抱える途上国の出身である。途上国委員の参加を支援する基金への拠出金を通じ、会合開催に必要な定足数を確保し同委員会の滞りない活動に貢献するなど、ITLOS、ISA、CLCS に引き続き人的、財政的に貢献した。

令和 5 年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献及び各分担金・拠出金を活用した財政的貢献等により、「法の支配」を一層推進する。

1 国際法

国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程締約国会議、国連総会第 6 委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）等の国際フォーラムに参加し、国際法の各分野に関する日本政府としての意見を表明するとともに、「法の支配」を促進するための日本の具体的取組について発信する。また、国際司法裁判所（ICJ）、ICC、常設仲裁裁判所（PCA）、国連国際法委員会（ILC）への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。

2 国際私法

ハーグ国際私法会議（HCCH）、私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の国際フォーラムに参加し、これらのフォーラムで採択される条約やモデル法が日本の国内法制と整合的なものとなるよう、日本政府としての意見表明を行う。また、我が国として、UNCITRAL で作成された調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約を締結する。

3 海洋法

国際海底機構（ISA）総会・理事会における開発規則の審議に積極的に参加するほか、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する条約に派生した会議にも積極的に参加するなど、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。また、国際海洋法裁判所（ITLOS）、ISA、大陸棚限界委員会（CLCS）に対し、引き続き人的・財政的に貢献する。特に、令和 5 年度中に行われる ITLOS 裁判官選挙での我が国候補の当選に向けて取り組む。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

UNCITRAL で作成された調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結に向けた作業の進展を踏まえ、同条約の締結を年度目標に追加した。

測定指標 1-2 国際法についての知見の蓄積・検討 *

中期目標（--年度）

国際法に関する研究会等を活用し、学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

令和 3 年度目標

- 1 国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じ、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法に関する実務能力の向上に貢献する。
- (1) 国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見を共有する。
- (2) 二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、各国の国際法実務者との意見交換

を通じた知見の蓄積を進める。

- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積

(1) 国内外の研究者との間で、条約法や外交領事等国際公法上の論点に関する研究会・シンポジウム等を計 23 回開催し、学術的観点から国際法に関する見識を深めた。

(2) オンライン会議を活用して、各国外務省との国際法局長協議を開催し、安全保障、領土、海洋法を含む国際法の様々な分野を議題とし、我が国が抱える課題や関心事項に即して、最近の判例や議論についての意見交換を含め、実務的な知見の蓄積を行った。なお、同協議開催後も、在外公館を通じてフォローアップを行うなど、議論を継続している。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、各種招へいプログラムは実施できなかったが、オンライン会議のものも含め、国連総会第 6 委員会や国際公法法律顧問委員会 (CAHDI) といった国際法の諸分野に関する各種会合、協議への参加等により、我が国が抱える課題や関心事項に関する問題について検討を行った。

- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進

上記 1 の取組により得られた国際法上の知見を活用し、領土・海洋・歴史などに関し、我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めた。その結果、東シナ海や我が国の領土をめぐる事案が生じた際にも、国際法上の観点から迅速に検討し、政策に反映することができた。

令和 4 年度目標

- 1 国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じ、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法に関する実務能力の向上に貢献する。
 - (1) 国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、引き続き省外有識者と知見を共有する。
 - (2) 二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、引き続き各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見の蓄積を進める。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積

(1) 国内外の研究者との間で、海洋法等の国際法上の論点に関する研究会・シンポジウム等を計 23 回開催し、学術的観点から国際法に関する見識を深めた。

(2) 各国外務省との国際法局長協議をオンライン形式及び対面で開催し、安全保障、領土、海洋法を含む国際法の様々な分野を議題とし、我が国が抱える課題や関心事項に即して、最近の判例や議論についての意見交換を含め、実務的な知見の蓄積を行った。なお、同協議開催後も、在外公館を通じてフォローアップを行うなど、議論を継続している。また、令和 5 年 1 月末～2 月初旬にはアジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) 事務局長を招へいし、我が国政府関係者から国際法の諸分野で、我が国の立場をインプットするとともに、国際法学者等との意見交換を通じて相互に国際法に関する知見を深めた。さらに、オンライン会議のものも含め、外務省関係者が各レベルで AALCO、国連総会第 6 委員会や国際公法法律顧問委員会 (CAHDI) といった国際法の諸分野に関する各種会合、協議への参加等により、我が国が抱える課題や関心事項に関する問題について検討を行った。

- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進

上記 1 の取組により得られた国際法上の知見を活用し、領土・海洋・歴史などに関し、我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めた。その結果、東シナ海や我が国の領土をめぐる事案が生じた際にも、国際法上の観点から迅速に検討し、政策に反映することができた。

令和 5 年度目標

- 1 国際法に関する研究会等、国際法の諸分野に関する国内外の各種会合に積極的に参加することを通じ、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法に関する実務能力の向上に貢献する。
 - (1) 国際法に関する研究会を開催し、外交実務上の事例等を紹介することにより、引き続き省外有識者と知見を共有する。
 - (2) 二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、引き続き各国の国際法実務者との

- 意見交換を通じた知見の蓄積を進める。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 1-3 国際法の普及活動の推進 *

中期目標（一年度）

国際法に関する知識を普及するとともに、国際法に携わる人材を育成する。

令和3年度目標

国際法に関する知識の普及及び理解の促進並びに国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
- 3 日本弁護士連合会や国内外の国際法学者及び国際法実務者と協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 国際法模擬裁判（「2021年アジア・カップ」）を実施する。また、ジェサップ等の国際法模擬裁判の開催を支援する。
- 5 「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じ、国際裁判で活躍する人材の育成を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東京大学、上智大学、早稲田大学、中央大学等、大学における国際法の講義を積極的に引き受け、計106回実施するなど、国際法に関する知識の普及に努めた。
- 2 国際刑事裁判所（ICC）については、概要情報を外務省ホームページ（HP）に更新の上、掲載した。特に、浅田正彦同志社大学教授の令和3年ILC委員選挙での当選や国連国際商取引法委員会の構成国の拡大などについて、随時外務省HPに掲載するなど、国際法に関する一層の情報発信を行った。
- 3 日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」（9月）をウェビナー形式で実施し、100名以上の参加を得た。
- 4 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となった国際法模擬裁判「2021年アジア・カップ」については、8月にオンライン形式で実施され、アジア各国から計11チームが参加した。また、「2022年ジェサップ国際法模擬裁判大会」のほか、令和3年度からは「国際法模擬裁判大会 JAPAN Cup 2021」に外務省後援名義を付与するとともに、外務省員が模擬裁判における裁判官役を務めるなど、積極的な支援を行った。
- 5 将来的に国際裁判で活躍する人材の育成のため、「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じ、令和3年度は国際海洋法裁判所（ITLOS）及び常設仲裁裁判所（PCA）における2名のインターンシップ実施を支援した。

令和4年度目標

国際法に関する知識の普及及び理解の促進並びに国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を引き続き積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の更なる充実に取り組む。
- 3 日本弁護士連合会や国内外の国際法学者及び国際法実務者と協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 国際法模擬裁判「2022年アジア・カップ」を実施する。また、「国際法模擬裁判大会 Japan Cup 2022」や「2023年ジェサップ国際法模擬裁判大会」等の国際法模擬裁判の開催を引き続き支援する。
- 5 「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じ、国際裁判で活躍する人材の育成を引き続き推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東京大学、上智大学、早稲田大学、慶応義塾大学、中央大学等、大学における国際法の講義を積

極的に引き受け、計 114 回実施するなど、国際法に関する知識の普及に努めた。

- 2 国際刑事裁判所 (ICC) について、4 月以降計 3 回にわたって概要情報を外務省ホームページ (HP) に更新した。また、アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) 事務局長の招へいに当たり、令和 5 年 1 月末～2 月初旬にかけて計 2 回にわたって外務省 HP の AALCO 概要等を更新するとともに、招へい関連情報を掲載した。
- 3 日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」(9 月) をウェビナー形式で実施し、100 名以上の参加を得た。
- 4 国際法模擬裁判「2022 年アジア・カップ」については、アジア各国から書面審査による予選を通過した計 9 チームが、8 月にオンラインで開催された口頭弁論ラウンドに参加した。また、「国際法模擬裁判大会 JAPAN Cup 2022」及び「2023 年ジェサップ国際法模擬裁判大会」に外務省後援名義を付与するとともに、外務省員が模擬裁判における裁判官役を務めるなど、積極的な支援を行った。
- 5 将来的に国際裁判で活躍する人材の育成のため、「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じ、令和 4 年度は常設仲裁裁判所 (PCA)、国際刑事裁判所 (ICC)、世界貿易機関 (WTO)、経済協力開発機構 (OECD) 及び国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) における計 6 名のインターンシップ実施を支援した。

令和 5 年度目標

国際法に関する知識の普及及び理解の促進並びに国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における国際法の講義等を引き続き積極的に引き受ける。
- 2 国際法関連の情報提供の更なる充実に取り組む。
- 3 日本弁護士連合会や国内外の国際法学者及び国際法実務者と協力し、「東京国際法セミナー」を実施するなど、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 国際法模擬裁判「2023 年アジア・カップ」を実施する。また、「国際法模擬裁判大会 Japan Cup 2023」や「2024 年ジェサップ国際法模擬裁判大会」等の国際法模擬裁判の開催を引き続き支援する。
- 5 「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じ、国際裁判で活躍する人材の育成を引き続き推進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

法の支配に基づく国際秩序を堅持すべく、国際法の遵守の重要性が強調される現下の国際情勢を踏まえ、国内外の国際法人材を育成する観点から、「東京国際法セミナー」の実施を年度目標に追加した。

達成手段

達成手段名 (注)	予算額等 (予算手段。単位：百万円)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和 2 年度 予算額計 (執行額)	令和 3 年度 予算額計 (執行額)	令和 4 年度 予算額計 (執行額)	令和 5 年度 当初予算額		
①国際法に係る調査	14 (4)	11 (5)	10 (3)	12	1-1, 1-2 1-3	
②条約締結等事務事業	10 (10)	30 (26)	5 (5)	6	1-2, 1-3	
③領土保全対策関連事業	30 (11)	30 (13)	31 (13)	30	1-1, 1-2	
④アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) 国際法研修実施経費	17 (0.4)	17 (0)	15 (0)	16	1-1	
⑤国際裁判機関等インターンシップ支援事業	12 (4)	12 (7)	12 (11)	11	1-3	
⑥海洋権益確保支援ツール	19 (12)	0.6 (0)	0 (0)	0	1-2	

⑦ 国際刑事裁判所 (ICC) (分担金)	2,810 (2,810)	2,751 (2,751)	2,910 (2,910)	2,814	1-1	
⑧ 国際刑事裁判所 (ICC) 新庁舎建築費 分担金	189 (189)	186 (186)	197 (197)	197	1-1	
⑨ 常設仲裁裁判所 (PCA) 分担金	7 (7)	7 (7)	9 (9)	12	1-1	
⑩ アジア・アフリカ 法律諮問委員会 (AALCO) 分担金	8 (8)	8 (8)	8 (8)	9	1-1	
⑪ 法の支配・海洋法 秩序確立促進、国際 刑事裁判所被害者信 託基金 (任意拠出金)	10 (10)	9 (9)	19 (19)	13	1-1	
⑫ 国際海洋法裁判所 (ITLOS) 分担金	145 (145)	171 (122)	178 (178)	168	1-1	
⑬ 国際海底機構 (ISA) 分担金	94 (94)	94 (94)	92 (92)	122	1-1	
⑭ 六大海洋国会合開 催経費	—	1.3 (0)	0 (0)	0	1-2	
⑮ 国際海洋法裁判所 (ITLOS) 裁判官選挙 対策費 (新規)	—	—	—	11	1-1	

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

- 1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。
- 2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 211 回国会施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）
九 外交・安全保障
- ・第 210 回国会岸田内閣総理大臣所信表明演説（令和 4 年 10 月 3 日）
外交・安全保障
- ・「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」の国家安全保障会議・閣議決定（令和 4 年 12 月 16 日）

測定指標 2-1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化 *

中期目標（一年度）

我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

令和 3 年度目標

- 1 諸外国との間で、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 ロシアとの間で、北方領土問題における双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 物品役務相互提供協定（ACSA）について、7月にインドとの間で協定が発効した。防衛装備品・技術移転協定については、9月にベトナムとの間で署名（同日に発効）した。また、ロシアによるウクライナへの侵略を受け、令和 4 年 3 月にはウクライナとの間で自衛隊の装備品及び物品の贈与に関する交換公文に署名した。さらに、オーストラリアとの間では、両国部隊間の協力活動の実施を円滑にし、両国間の安全保障・防衛協力を更に促進するため、令和 4 年 1 月に相互のアクセス及び協力の円滑化に関する協定（円滑化協定）に署名したほか、9月には英国との間で円滑化協定の締結に向けた交渉を開始した。日米同盟関係を維持・強化していく観点から、令和 3 年 3 月に在日米軍駐留経費負担に係る特別協定改正議定書が発効し、現行の特別協定の有効期間を令和 4 年 3 月末まで 1 年間延長した上で、令和 4 年 1 月には新たな特別協定に署名した。また、令和 4 年 1 月には、日米間の共同研究、共同開発、共同生産等の案件一般に共通する諸条件を規定する枠組みを設ける交換公文に署名した。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大により、対面協議の機会が限られる中、日ロ間では首脳電話会談を計 2 回、外相電話会談を計 2 回開催したほか、国連総会の機会を捉えて、対面での外相会談が実施され、これら全ての協議において平和条約締結問題について議論を行った。特に、岸田政権発足後に行われた 10 月の首脳電話会談では、平成 30 年のシンガポールでの合意を含め、これまでの両国間の諸合意を踏まえて、平和条約交渉に取り組んでいく旨を確認した。他方、その後に発生したロシアによるウクライナ侵略という現下の状況の中では、平和条約交渉の展望を述べる状況ではなくなっている。

令和 4 年度目標

諸外国との間で、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。また、日英円滑化協定の早期の妥結を目指した交渉を継続する。

施策の進捗状況・実績

物品役務相互提供協定（ACSA）について、令和 5 年 3 月の日独外相会談において両大臣は、自衛隊

とドイツ連邦軍の共同活動を促進するための法的枠組みの交渉開始に向けた調整の加速につき一致した。

防衛装備品・技術移転協定については、5月にタイとの間で署名（同日発効）、12月にはスウェーデンとの間で署名（同日発効）した。また、6月にはシンガポールとの間で正式交渉開始を発表し、9月にはアラブ首長国連邦との間で実質合意を発表した。

情報保護協定については、NZ（4月）及びカナダ（10月）との間でそれぞれ正式交渉の開始を発表し、締結に向けた交渉を行っている。また、令和5年3月の日ウクライナ首脳会談において両首脳は、同協定の締結に向けた調整を開始することで一致した。

令和5年1月に英国との間で、日英の一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位などを定める部隊間協力円滑化協定に署名した。

令和5年度目標

諸外国との間で、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定、部隊間協力円滑化協定等の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 2-2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備の推進・強化 *

中期目標（--年度）

諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

令和3年度目標

- 1 諸外国との間で、原子力協定の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 諸外国との間で、犯罪人引渡条約、刑事共助条約、受刑者移送条約等、刑事分野の条約の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 3 国際社会における諸課題（国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等）に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

施策の進捗状況・実績

- 1 英国による欧州原子力共同体脱退を踏まえて、令和2年12月に署名した英国との間の協定を改正する議定書が9月に発効した。
- 2 刑事分野における協力を一層強化していくため、11月には、ベトナムとの間で刑事共助条約に署名したほか、12月には、ブラジルとの間で刑事共助条約の締結に向けた交渉を開始した。
- 3 サイバー犯罪に関する取組として、我が国が関与してきたサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書が欧州評議会において11月に採択されたほか、令和4年2月から行われた国連におけるサイバー犯罪に関する新条約の初回の交渉会合に参加した。また、国際機関との間での法的枠組みの整備に関し、令和3年2月に経済開発協力機構（OECD）との間で署名した日・OECD特権・免除に関する改正交換公文が8月に発効したほか、令和4年2月には、国際博覧会事務局との間で2025年日本国際博覧会に関する特権・免除協定に署名した。

令和4年度目標

- 1 諸外国との間で、原子力協定の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 ブラジルとの間で刑事共助条約の締結に向けて交渉等を推進するなど、諸外国との間で、犯罪人引渡条約、刑事共助条約、受刑者移送条約等の刑事分野の条約の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 3 サイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書の署名に向けた検討を行うとともに、国連におけるサイバー犯罪に関する新条約の交渉会合へ参加するなど、国際的なサイバー犯罪捜査や銃器対策に係る協力枠組みの拡充を含む国際社会における諸課題に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

施策の進捗状況・実績

- 1 締結済みの原子力協定の円滑な運用に取り組み、その一環として、6月に日仏間において、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が所有する研究炉などで発生した使用済燃料の再処理を仏において実施することを可能とするための交換公文に署名（同日に発効）した。
- 2 8月、ベトナムとの間で、日・ベトナム刑事共助条約の効力発生のための外交上の公文の交換が行われた。また、引き続き、ブラジルとの間で刑事共助条約の締結に向けた交渉を継続した。
- 3 サイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書については、5月に署名した。また、国連におけるサイバー犯罪に関する新たな条約の起草交渉については、5月から6月にかけての第2回交渉会合、8月から9月にかけての第3回交渉会合及び令和5年1月の第4回交渉会合にそれぞれ参加した。

令和5年度目標

- 1 諸外国との間で、原子力協定の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 諸外国との間で、犯罪人引渡条約、刑事共助条約、受刑者移送条約等の刑事分野の条約の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 3 国連におけるサイバー犯罪に関する新たな条約の起草交渉に参加するなど、国際的なサイバー犯罪捜査や銃器対策に係る協力枠組みの拡充を含む国際社会における諸課題に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

達成手段

達成手段名（注）	概要（非予算手段）	関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
①外交・安全保障分野に関する法的枠組みの整備	ACSA、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結、円滑な運用等を推進する。 こうした取組を通じ、法的枠組みの整備を含め、諸外国との安全保障面での協力を深化させる。	2-1	—
②政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備	原子力協定、犯罪人引渡条約、受刑者移送条約等の二国間の国際約束の締結によるそれぞれの分野における協力に必要な法的枠組みの整備を進める。また、国際社会における諸課題に係る国際的なルール作りに適切に参画する。 こうした取組を通じ、我が国と諸外国・国際機関との間で政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。	2-2	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 211 回国会施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）
九 外交・安全保障
- ・成長戦略実行計画（令和 3 年 6 月 18 日）
第 15 章 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現
- ・第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）
（法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化）（人類共通の課題への対応）

測定指標 3-1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 * （※国際法局の所掌に係るもの。）

中期目標（一年度）

経済連携協定（FTA/EPA）について新規案件の検討、既存案件の交渉及び締結の促進を図るとともに、多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進に積極的に関与・貢献する。経済分野の国際約束の下で生ずる紛争の解決について、個別紛争の処理手続に適切に対処するとともに、紛争を未然に予防することにより、国際経済体制の安定性・「法の支配」の向上に貢献していく。

令和 3 年度目標

- 1 WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下を実施する。
 - ・令和 3 年中に開催予定の第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）に向けて、WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引のルール作りを始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。
- 2 FTA/EPA 等につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
 - ・地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の早期締結・発効に向けて、必要な作業を推進する。
 - ・日中韓 FTA、日トルコ EPA 等につき交渉を進展させる。
 - ・発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。
- 3 進行中の紛争や潜在的紛争案件等について、問題の適切な解決を目指し、万全を期して取り組む。また、国際経済紛争処理全般への対応強化に向け、一層の体制拡充を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO
 - ・ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し、各種議論に積極的に取り組んだ。11 月に予定されていた第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により延期されたが、12 月には、電子商取引交渉に関する共同議長国閣僚声明や開発のための投資円滑化に関する共同声明が発出された他、サービス国内規制に関する交渉が妥結を見た。
- 2 FTA/EPA
 - ・地域的な包括的経済連携（RCEP）協定については、我が国は 4 月に国内手続を完了し、受諾書を ASEAN 事務局長に寄託した。同協定は令和 4 年 1 月 1 日、我が国のほか、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、中国及びニュージーランドの 10 か国について発効した。その後、韓国については令和 4 年 2 月 1 日、マレーシアについては令和 4 年 3 月 18 日にそれぞれ発効した。
 - ・日中韓 FTA 及び日トルコ EPA については、交渉会合は実施されなかった。
 - ・発効済みの EPA については、日メキシコ EPA、日インドネシア EPA、日 ASEAN 包括的経済連携協定、TPP11 協定、日 EU・EPA、日英 EPA 等に関し、実施及び運用に際して、個別条文の解釈、仲裁の手続規則や行動規範等の各種関連文書の作成等に関し、法的助言を行った。
- 3 進行中の紛争や潜在的紛争案件等
 - ・令和元年 5 月に我が国が WTO 紛争解決手続に申し立てた「インドによる ICT 製品の関税上の取扱

い (DS584)」につき、パネル（1 審に相当）での審理に向けて、我が国主張の立論及び証拠の収集・分析を行った。

- ・ 6 月、我が国は「中国による日本製ステンレス製品に対するダンピング防止措置 (DS601)」につき、WTO 紛争解決手続に申し立てた。その後、パネル（1 審に相当）での審理に向けて、我が国主張の立論及び証拠の収集・分析を行った。
- ・ 日・香港投資協定に基づき申し立てられている国際仲裁手続について対応を行った。
- ・ 経済紛争処理に関する体制強化の取組の一環として、4 名の定員増が認められた。
- ・ 潜在的紛争案件については、6 月に地方自治体向けに 1 回、12 月に各省庁向けに 1 回、令和 4 年 3 月に各省庁及び地方自治体向けに 1 回、計 3 回の啓発セミナーをオンラインで行うなど、未然の紛争予防に資する取組を行った。

令和 4 年度目標

- 1 WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下の実施に際し、法的助言を行う
 - ・ 令和 4 年 6 月に開催見込みの第 12 回 WTO 閣僚会議 (MC12) に向けて、各種会合や有志国の取組等に参加し、これを推進していく。特に、我が国が共同議長国として主導する電子商取引のルール作りについては、令和 4 年末までに多くの論点において議論を収れんさせることを目指して交渉を進めることを目指す。また、サービス国内規制に関する文書の締結手続について、準備及び検討を進める。
- 2 FTA/EPA 等につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
 - ・ 日米貿易協定改正議定書の署名・締結に向けた交渉、法的精査、国会審議等に係る必要なプロセスの推進を図る。
 - ・ 日中韓 FTA、日トルコ EPA 等につき交渉を進展させる。
 - ・ 発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。
- 3 進行中の紛争や潜在的紛争案件等について、問題の適切な解決を目指し、万全を期して取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO
 - ・ ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し、各種議論に積極的に取り組んだ。6 月に開催された第 12 回 WTO 閣僚会議 (MC12) においては、20 年以上にわたり交渉が続いてきた漁業補助金交渉が合意に至った。また、共同議長国として電子商取引のルール策定に向けて議論をリードし、共同議長声明を発出し、MC12 における多国間での電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムの継続を強く支持した。その結果、1998 年以降 WTO において継続してきた本モラトリアムを原則として MC13 まで延長することが決定された。サービス国内規制に関する文書については、締結手続に係る準備及び検討を進め、WTO において締結に必要な手続が開始された。
 - ・ 令和 5 年 1 月には、WTO 非公式閣僚会合が開催され、有志国・地域間で進められている投資円滑化交渉（投資手続の透明性向上や簡素化に資するルール作り）等に関し議論を行った。
- 2 FTA/EPA
 - ・ 日米貿易協定改正議定書については、令和 4 年 3 月に実質合意に達したことを発表し、条文交渉を経て、6 月に署名された。その後、我が国において 11 月に国会承認を得た後、令和 5 年 1 月に発効した。
 - ・ 英国による CPTPP への加入に向けた交渉を行い、令和 5 年 3 月に実質妥結に至った。
 - ・ 10 月に開始された日 EU・EPA に「データの自由な流通に関する規定」を含めるための交渉につき、法的助言を行った。
 - ・ 日中韓 FTA 及び日トルコ EPA については、交渉会合は実施されなかった。
 - ・ 発効済みの EPA については、その実施及び運用に際して、法的な課題への対応、個別条文の解釈、仲裁の手続規則や行動規範等の各種関連文書の作成等に関し、法的助言を行った。
 - ・ 新規 EPA について、11 月にイスラエル、12 月にバングラデシュとの共同研究の立ち上げを発表した。また、令和 5 年 3 月にはイスラエルとの間で第 1 回共同研究を実施しつつ、令和 5 年 4 月に予定される第 1 回共同研究に向けた準備を行った。
- 3 進行中の紛争や潜在的紛争案件等
 - ・ 令和元年 5 月に我が国が WTO 紛争解決手続に申し立てた「インドによる ICT 製品の関税上の取扱

い (DS584)」につき、パネル (1 審に相当) での審理に向けて、引き続き我が国主張の立論及び証拠の収集・分析を行った。年度後半には中間報告書に対するコメントの作成や、最終報告書の公表後を見越してのインド側との折衝などを行った。

- ・令和 3 年 6 月に我が国が WTO 紛争解決手続に申し立てた「中国による日本製ステンレス製品に対するダンピング防止措置 (DS601)」につき、パネル (1 審に相当) での審理に向けて、引き続き我が国主張の立論及び証拠の収集・分析を行った。
- ・日・香港投資協定に基づき申し立てられている国際仲裁手続について引き続き対応を行った。
- ・潜在的紛争案件については、6 月に地方自治体向けに 1 回、令和 5 年 3 月に各省庁及び地方自治体向けに 1 回、計 2 回の啓発セミナーをオンラインで行うなど、未然の紛争予防に資する取組を行った。

令和 5 年度目標

- 1 WTO: 多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下の実施に際し、法的助言を行う
 - ・令和 6 年 2 月に開催見込みの第 13 回 WTO 閣僚会議 (MC13) に向けて、各種会合や有志国の取組等に参加し、これを推進していく。特に、我が国が共同議長国として主導する電子商取引のルール作りについては、令和 5 年末までに実質妥結することを目指して交渉を進める。また、投資円滑化交渉についても、早期の妥結を目指して交渉を進める。
 - ・漁業補助金改正議定書については、発効に向け締結手続を着実に進める。
- 2 FTA/EPA 等につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
 - ・英国による CPTPP 加入については、令和 5 年 3 月の実質妥結を受け、英国の加入の条件等を規定する加入議定書の作成作業及びあり得べき署名に向けて適切な法的助言を行う。また、加入議定書の締結について、国会審議等に係る必要なプロセスを進める。
 - ・インド太平洋経済枠組み (IPEF) の交渉進展に向け、適切な法的助言を行う。実質合意に至った文書について、順次締結手続を進める。
 - ・日中韓 FTA、日トルコ EPA 等につき交渉を進展させる。
 - ・発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。
 - ・新規 EPA (イスラエル及びバングラデシュ) につき、その交渉開始に向けたプロセスにおいて、適切な法的助言を行う。
- 3 進行中の紛争や潜在的紛争案件等について、問題の適切な解決を目指し、万全を期して取り組む。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和 5 年 3 月に英国の CPTPP 加入につき実質妥結したことを踏まえ、加入議定書の作成作業及びあり得べき署名に向けて適切な法的助言を行うこと、並びにインド太平洋経済枠組み (IPEF) の交渉が活発化していることを踏まえ、IPEF の交渉進展に向けて適切な法的助言を行うことを年度目標に追加した。

測定指標 3-2 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画 *

中期目標 (一年度)

日本国民及び日系企業の国内外における利益を保護及び促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画する。

令和 3 年度目標

- 1 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約 (投資協定、租税条約、社会保障協定等) についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。
- 2 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 投資協定: ジョージアとの間で発効 (7 月) したほか、バーレーンとの間で実質合意に至った (令和 4 年 2 月)。また、アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、トルクメニスタン、

セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャンとの間で交渉を継続した。さらに、エネルギー分野における投資促進等を目的とするエネルギー憲章条約近代化交渉に継続的に参加した。

租税関連条約：スイス（7月）との間で日・スイス租税条約改正議定書に署名を行い、スペイン（5月）、ウルグアイ（7月）、ジョージア（7月）及びセルビア（12月）との間で租税条約が発効した。

また、チュニジア、ギリシャ、フィンランド及びナイジェリアとの間で交渉を継続するとともに、新たにウクライナ及びアゼルバイジャンとの間で交渉を開始した。

社会保障協定：フィンランドとの協定について、11月に外交上の公文の交換を行い、令和4年2月に発効した。また、スウェーデンとの協定について、3月に外交上の公文の交換を行った。さらに、トルコとの間で交渉を継続した。

- 2 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定について、5月に国会承認を得て、6月に外交上の公文の交換を行い、同日に効力が生じた。大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書については、6月に国会承認を得た後、7月に受諾書を寄託した。国際航路標識機関条約については、6月に国会承認を得た後、7月に受諾書を寄託した。また、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定は、我が国について6月に効力が生じた。

令和4年度目標

- 1 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。
- 2 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 投資協定：モロッコとの間で発効（4月）し、バーレーンとの間で署名（6月）したほか、アンゴラとの間で実質合意に至った（令和5年3月）。また、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャンとの間で交渉を継続した。さらには、国連国際商取引委員会（UNCITRAL）において国家と投資家の間の紛争解決（ISDS）改革に関し議論を行ったほか、エネルギー分野における投資促進等を目的とするエネルギー憲章条約近代化交渉に継続的に参加した。

租税関連条約：アゼルバイジャン（12月）及びアルジェリア（令和5年2月）との間で租税条約に署名を行い、モロッコ（4月）及びコロンビア（9月）との間で租税条約が発効し、スイスとの間で日・スイス租税条約改正議定書が発効した（11月）。

また、チュニジア、ギリシャ、フィンランド、ナイジェリア及びウクライナとの間で交渉を継続した。さらに、経済のデジタル化に伴う課税上の課題に関する第一の柱の実施のための多数国間条約の交渉に継続的に参加した。

社会保障協定：スウェーデンとの協定について、6月に発効した。また、オーストリアとの協定について、令和5年3月に両国交渉団の間で実質合意した。さらに、トルコとの間で政府間交渉を継続した。

郵便分野：平成30年及び令和3年に万国郵便連合（UPU）で作成されたUPU憲章の追加議定書等の関連文書を6月に締結した。

労働分野：強制労働の廃止に関する条約（第百五号）について、6月に国会承認を得た後、7月に批准書を寄託した。

- 2 航空分野：4月に二国間航空協定に関する日・EU協定の交渉について実質合意し、令和5年2月にブリュッセルにて署名を行った。また、11月には日・クロアチア航空協定の交渉について実質合意した。

漁業分野：漁船の安全に関するケープタウン協定について、6月に国会承認を得た後、令和5年3月に加入書を寄託した。

宇宙分野：令和5年1月、日米政府間で交渉していた日・米宇宙協力に関する枠組協定の署名を行った。

令和5年度目標

- 1 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。
- 2 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

達成手段

達成手段名（注）	概要(非予算手段)／予算額等(予算手段。単位：百万円)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進	WTOにおける取組を通じた多角的貿易体制の強化に向けて引き続き法的な観点から貢献する。また、経済連携協定の交渉、締結及び実施における法的な事項の検討及び精査並びに国内外への見解の提示を行う。さらに、WTOや投資関連協定等における紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うに際して法的な検討及び精査並びに知見の提供を行う。これらについて、安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化している中、経済自由化と安全保障等に係る国家の規制権限との適切なバランス確保等を含む経済安全保障の観点も十分に踏まえた上で戦略的な対応をしっかりと行っていく必要があり、この点についても法的な知見を提供する。また、包括的なFTA/EPAの締結のための作業は、交渉分野が多岐にわたることから、協定の案文は必然的に膨大な分量となる。今後、既存の交渉の加速や交渉妥結及びその後の締結並びに経済安全保障に関する検討が想定されることを踏まえ、これに対応し得る体制強化のための人的資源の拡充を行う。 これらの取組を通じて、自由貿易体制を強化・推進するとともに、国民の利益を増進させる。				3-1	—
②日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進	国際社会のグローバル化の中で、各国間の経済活動の相互依存はますます高まっており、日本国民及び日系企業が海外で行う経済活動の重要性が増大していることから、このような経済活動を支援するための法的基盤を提供する。 これにより、日本国民及び日系企業の海外における利益の保護及び促進に寄与する。				3-1, 3-2	—
③国民生活に直結する環境その他の分野での国際的なルール作り	グローバル化の進展とともに、環境、漁業、海事、文化、科学技術等の社会分野において、国民生活に直結するような国際的なルール作りを推進するとともに、その適切な実施を確保する。これら国際約束に係る交渉、締結及び実施のいずれの段階においても、法的な観点からの検討及び精査並びに知見を提供する。 これにより、国民の利益の増進に寄与する。				3-2	—
④国際経済紛争処理	116 (116)	128 (109)	139 (129)	142	3-1	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。